

○防衛省告示第二百六十一号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が令和三年十一月三十日次のとおり決定された。

令和三年十二月三日

防衛大臣 岸 信夫

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
六〇四四	キャンプ瑞慶覧	宜野湾市	国有	土地…約二七〇平方メートル	
			民有	土地…約一、八〇〇平方メートル	宜野湾市が擁壁工事の作業用地として共

同使用する。

使用期間…擁壁工事完了の日まで

◎追加提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

一〇六九 別海矢臼別大演習場 北海道野付郡別海町 国有 建物…約五〇平方メートル

国有 工作物…照明装置等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和三年十二月三日から同月十日までの間

二 必要に応じ、仮設建物等の建設及び取壊しのための期間

一〇七五 帯広駐屯地

帯広市

国有

陸上自衛隊別海矢臼別大演習場の施設の
一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用
ある施設及び区域として提供する。この
場合において、合衆国軍隊がこの施設及
び区域を使用している期間中は、地位協
定の関連ある条項が適用される。

国有

土地…約二七一、〇〇〇平方メートル
工作物…下水等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和三年十二月五日から同月九日ま

での間

二 必要に応じ、仮設建物等の建設及び

取壊しのための期間

陸上自衛隊帯広駐屯地の施設及び区域の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

二〇〇一 三沢飛行場

八戸市

国有

土地…約一四六、〇〇〇平方メートル

国有

工作物…舗床

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和三年十二月五日から同月十七日

までの間

二 必要に応じ、仮設建物等の建設及び
取壊しのための期間

海上自衛隊八戸航空基地の施設及び区域
の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適
用ある施設及び区域として提供する。こ
の場合において、合衆国軍隊がこの施設
及び区域を使用している期間中は、地位
協定の関連ある条項が適用される。

二〇六三 八戸駐屯地

八戸市

国有

土地…約三二四、〇〇〇平方メートル

国有

建物…約一、二〇〇平方メートル

国有

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和三年十二月五日から同月十七日までの間

二 必要に応じ、仮設建物等の建設及び取壊しのための期間

陸上自衛隊八戸駐屯地の施設及び区域の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

二〇六五 大和王城寺原大演習 宮城県加美郡色麻町 国有 土地…約五〇五、〇〇〇平方メートル

場 国有 建物…約四、五〇〇平方メートル

国有 工作物…囲障等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和三年十二月二日から同月十七日
までの間

二 必要に応じ、仮設建物等の建設及び
取壊しのための期間

陸上自衛隊王城寺原演習場の施設及び区
域の一部を、地位協定第二条第四項(b)の
適用ある施設及び区域として提供する。

この場合において、合衆国軍隊がこの施
設及び区域を使用している期間中は、地
位協定の関連ある条項が適用される。

土地…約三七、〇〇〇平方メートル

二〇六六 霞の目飛行場

仙台市

国有

国有 建物…約一、三〇〇平方メートル

国有 工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和三年十二月一日から同月十八日
までの間

二 必要に応じ、仮設建物等の建設及び
取壊しのための期間

陸上自衛隊霞目駐屯地の施設及び区域の
一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用
ある施設及び区域として提供する。この
場合において、合衆国軍隊がこの施設及
び区域を使用している期間中は、地位協

定の関連ある条項が適用される。

国有 土地…約四〇〇平方メートル

国有 建物…約二、二〇〇平方メートル

国有 工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和四年一月十四日から同年二月五

日までの間

二 必要に応じ、仮設建物の建設及び取

壊しのための期間

陸上自衛隊健軍駐屯地の施設及び区域の

一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用

ある施設及び区域として提供する。この

場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

◎新規提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

二〇七二 六ヶ所対空射撃場 青森県上北郡六ヶ所 国有 土地・約四一、〇〇〇平方メートル

村 国有 工作物・通信装置等

訓練施設として新規提供する。

使用期間・

一 令和三年十二月十四日から同月十七日までの間

二 必要に応じ、仮設建物等の建設及び

取壊しのための期間

陸上自衛隊六ヶ所対空射撃場、陸上自衛隊六ヶ所対空射撃場廠舎及び陸上自衛隊六ヶ所対空射撃場の隣接地の施設及び区域の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。

この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

三一九〇 船越地区

横須賀市

国有

土地…約二、一〇〇平方メートル

国有

建物…約三六、〇〇〇平方メートル

訓練施設として新規提供する。

使用期間…令和四年一月十三日から同年

二月十日までの間

海上自衛隊船越地区の施設及び区域の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

五一三〇 奄美駐屯地

奄美市

国有 土地…約四、五〇〇平方メートル

国有 建物…約一、四〇〇平方メートル

国有 工作物…水道等

訓練施設として新規提供する。

使用期間…

一 令和四年一月十四日から同年二月五

日までの間

二 必要に応じ、仮設建物の建設及び取壊しのため期間

陸上自衛隊奄美駐屯地の施設及び区域の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。